

## ○拓殖大学障がい学生支援委員会規程

(趣旨)

第1条 拓殖大学（以下「本学」という。）は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的とする「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）及び「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に基づき、本学における障がいのある学生を支援することを目的として、拓殖大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(職務)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部局の調整に関する事項
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他、委員会が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学生支援センター長
- (2) 各学部長
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) 入学支援センター事務部長
- (6) 学務部長
- (7) 八王子事務部長

(8) 学生部長

(9) その他、委員長が指名する者

2 委員は、拓殖大学学長（以下「学長」という。）が委嘱する。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名し、委嘱する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 委員長は、会務を補佐する副委員長を指名することができる。

（委員会）

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が出席できないときは、副委員長が議長の職務を代行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（議事録）

第7条 委員会の議事録は、委員長の責任のもと、事務局が作成し保存するものとする。

（小委員会）

第8条 委員会は、審議の迅速性、効率性を確保するため、委員会の下に小委員会を設けることができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、学生部 学生支援室が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。